

新潟県と特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部との  
防災・減災に関する連携協定

新潟県（以下、「甲」という。）と特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部（以下、「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が防災及び減災に関して、相互に連携・協力し、県民及び地域の防災力向上と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 防災意識向上に係る事業について
- (2) 防災・減災に関する教育及び人材育成に資すること
- (3) 自然災害や防災・減災に対応するための計画づくりの支援や助言について
- (4) その他、防災・減災に関する取組に資することについて

（連携事項の実施）

第3条 甲と乙は、前条に掲げる事項の具体的な実施について、個別に協議する。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき、甲及び乙が知り得た情報については、それぞれ秘密を保持する。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからも申し出がない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名の上、各々1通を保有する。

令和4年3月30日

甲 新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県  
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙 新潟市中央区美咲町1丁目7番25号  
特定非営利活動法人日本防災士会新潟県支部  
支部長 西潟 清二

